

## 入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担額）			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
70歳未満の患者様	70歳以上の患者様		
区分 ア	現役並 III	1食 490円 (1日3食1470円)	1食 <b>510円</b> (1日3食1530円)
区分 イ	現役並 II		
区分 ウ	現役並 I		
区分 エ	一般		
区分 オ 90日以内の入院	低所得 II 90日以内の入院	1食 230円 (1日3食690円)	1食 <b>240円</b> (1日3食720円)
区分 オ 90日以上入院	低所得 II 90日以上入院	1食 180円 (1日3食540円)	1食 <b>190円</b> (1日3食570円)
\	低所得 I	1食 110円 (1日3食330円)	1食 <b>110円</b> <b>(変更なし)</b>

社会医療法人 文珠会  
亀田花園病院